

## うつくしま浜街道観光推進会議貸切バス借上費用助成金交付事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 うつくしま浜街道観光推進会議が、貸切バスを利用した福島県浜通り（福島県の東部にあたり、西に阿武隈高地と東に太平洋に挟まれた太平洋側沿岸の地域で、13市町村（いわき市、新地町、相馬市、南相馬市、飯館村、浪江町、葛尾町、双葉町、大熊町、富岡町、川内町、楡葉町、広野町）の都市圏を指す。以下「浜通り」という。）への受注型企画旅行又は募集型企画旅行（以下、「団体旅行」という。）において、貸切バス借上げに係る費用の一部を助成することにより、観光交流人口の増大とリピーター確保を目的とする。

### (助成対象者)

第2条 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を行なっている旅行事業者（以下、「事業者」という。）とする。

### (助成要件)

第3条 事業者が行う、浜通りへの送客を目的とした、昼食を伴う日帰り団体旅行及び、宿泊を伴う団体旅行に対して、次の各号全てに該当するもので、予算の範囲内において、貸切バス借上に係る費用の一部を助成する。

- (1) 1団体10名以上の旅行であること。ただし、添乗員、バス運転手及びガイド等の業務員は除くものとする。
- (2) 利用する貸切バスは小型バス、中型バス又は大型バスであること。ただし、マイクロバスは除くものとする。
- (3) 浜通り以外から出発し、浜通りの飲食店で昼食を伴う団体旅行又は、浜通りの自治体に住所を有する宿泊施設に、1泊以上の宿泊（キャンプ・民泊は除く。）を伴う団体旅行であること。
- (4) 旅行行程に、うつくしま浜街道観光推進会議が別に定める観光施設等を2か所以上組み込むこと。

ただし、宿泊を伴う団体旅行の場合において、観光施設に併設された宿泊施設に宿泊する場合、これとは別に観光施設等を2か所以上行程に組み込むこと。

- (5) 学校行事として実施する教育旅行、部活動・クラブ活動による合宿団体旅行、旅行会社に対する福島県又は浜通り圏内の市町村・観光協会等が行う他のバス助成制度を活用した旅行（旅行者個人への助成を除く）、国・地方公共団体・その他公的団体が主催する事業及び、宗教活動・政治活動を目的とした旅行でないこと。
- (6) 平成29年6月1日から平成30年2月28日までに催行される旅行であること。

(助成額)

第4条 助成額は、貸切バス1台につき、実績に応じて次のとおりとする。ただし、人数については、添乗員、バス運転手及びガイド等の業務員は除く。

人数	日帰り	宿泊
10名～19名	20,000円	40,000円
20名～29名	25,000円	50,000円
30名～	30,000円	60,000円

(交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、「うつくしま浜街道観光推進会議貸切バス借上費用助成金交付申請書」(様式1)に、次の書類を添えて、旅行催行日から起算して20日前までに提出しなければならない。

- (1) 旅行業登録票(写し)又は、それに準ずる登録番号記載の公的機関から発行された書類
- (2) 旅行行程表(昼食場所、宿泊施設・観光施設等明記のもの)
- (3) 企画書又は見積書等(旅行代金・昼食費・宿泊費・バス代・施設入場料等明記のもの)
- (4) 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式2)
- (5) 申請事業者の会社概要・役員名が分かる資料(会社案内パンフレット等・任意様式可)
- (6) 助成金交付決定通知書返信用封筒(自社名記入/長3サイズ/82円切手貼付)

(交付決定)

第6条 うつくしま浜街道観光推進会議議長(以下、「議長」という。)は、助成金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び、必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定する。

2 議長は、前項の規定により、交付決定したときは、速やかにその決定内容を、「うつくしま浜街道観光推進会議貸切バス借上費用助成金交付決定通知書」(様式3)により、助成金の申請を行った事業者に通知する。

(旅行の変更(中止)の申請)

第7条 助成金の交付決定を認められた事業者(以下「助成決定事業者」という。)は、助成旅行の内容を変更するとき又は旅行を中止するときは、遅滞なく「うつくしま浜街道観光推進会議貸切バス借上費用助成金交付変更(中止)承認申請書」(様式4)を提出しなければならない。

(旅行の変更(中止)承認通知)

第8条 議長は、前条の申請があったときは、直ちにその内容を調査し、その内容が適正と認められるときは、速やかに承認の決定を行い、「うつくしま浜街道観光推進会議貸切バス借上費用助成金交付変更(中止)承認通知書」(様式5)により、申請を行った助成決定事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 議長は、助成金交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 議長が前項の規定により助成金の交付の決定を取消すことができるのは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事業の変更により、助成事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 助成決定事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、助成事業を遂行することができなくなったとき。
- (3) 第6条第2項の規定は、第1項の取消しまたは変更をした場合について準用する。

(助成事業等の遂行)

第10条 助成決定事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他議長の指示、並びに善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、いやしく助成金をその他の用途に使用してはならない。

(状況報告又は調査)

第11条 議長は、必要に応じて助成決定事業者から事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告書)

第12条 助成決定事業者は、旅行の催行が完了した日から起算して15日以内に、「うつくしま浜街道観光推進会議貸切バス借上費用助成金交付実績報告書」(様式6)に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) うつくしま浜街道観光推進会議貸切バス借上費用助成金請求書(様式7)
- (2) 最終の旅行行程表
- (3) 旅行契約書(受注型企画旅行)又は募集チラシ・パンフレット等(募集型企画旅行)
- (4) 貸切バス利用証明書(様式8)
- (5) 宿泊証明書(様式9) ※宿泊を伴う団体旅行の場合のみ
- (6) 浜通りの飲食店で昼食を取ったことが確認できる領収書の写 ※日帰り団体旅行の場合のみ
- (7) 観光施設等で参加者が写った写真
- (8) その他議長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び支払)

第13条 議長は、前条に基づく助成決定事業者からの実績報告書等が提出されたときは、その実績報告書内容等を審査及び、必要に応じて行う現地調査等により、適正と認められるときは、速やかに助成金額の確定を行い、「うつくしま浜街道観光推進会議貸切バス借上費用助成金交付額確定通知書」(様式10)により、実績報告を行った事業者に通知するものとする。

2 議長は、前項に定める助成金の額の確定後、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消)

第14条 助成金の交付決定後に、申請及び報告内容に虚偽が認められ、不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定額の全部または一部を取消すものとする。

また、既に助成金が支払われているときは、取消に係る助成金を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 うつくしま浜街道観光推進会議及び助成金の交付を受けた助成決定事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を事業完了年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。